

地球温暖化対策計画書制度の 改正に係る説明会

愛知県環境部地球温暖化対策室

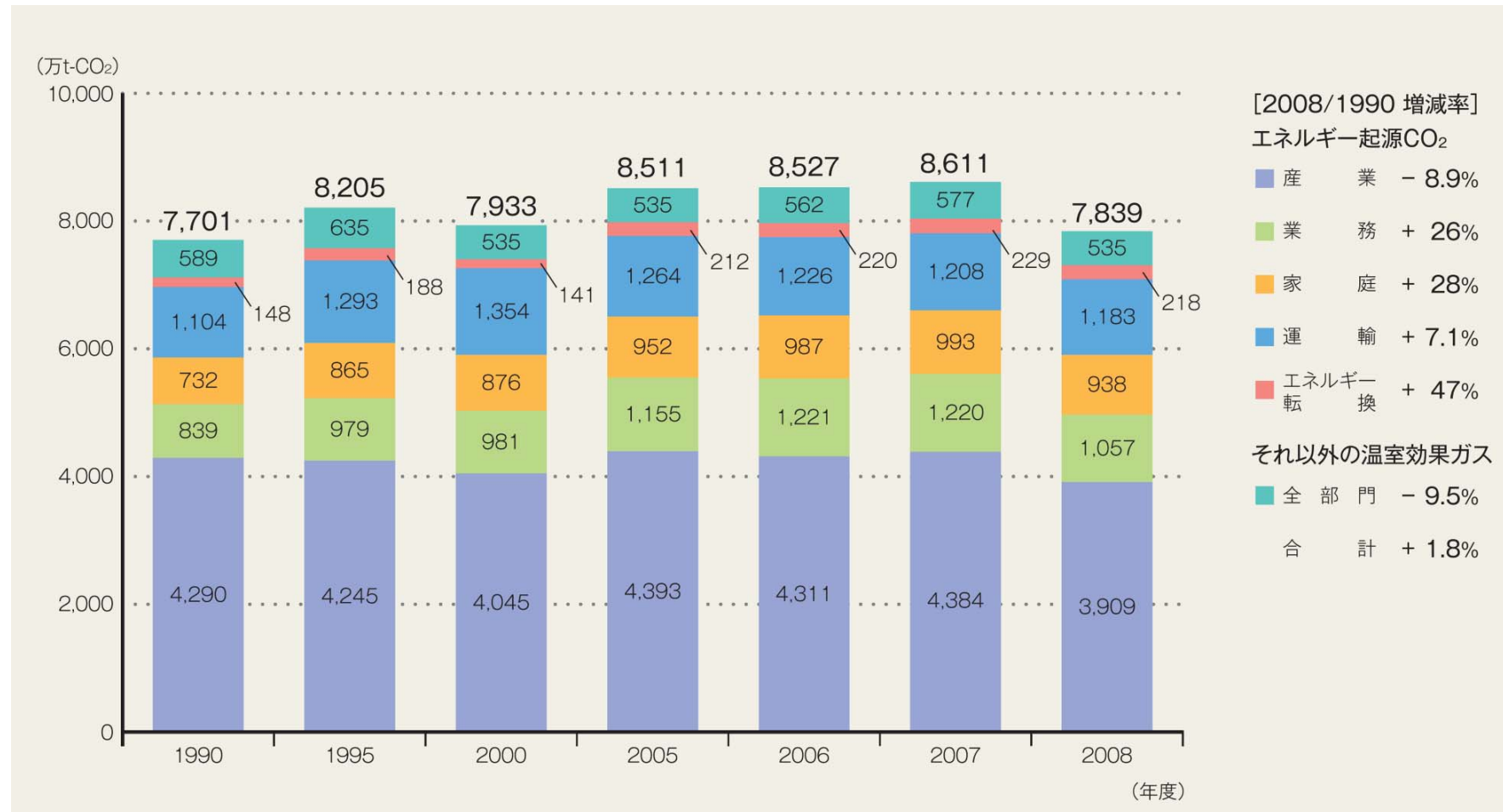
- 1 地球温暖化対策計画書制度の
改正ポイント
- 2 対象事業者とエネルギー使用量等の
捉え方
- 3 計画書・実施状況書の作成・提出

はじめに

愛知県における地球温暖化防止施策

- 平成15年 県民生活環境保全条例の制定
- 平成16年 地球温暖化対策計画書制度施行
- 平成17年 あいち地球温暖化防止戦略の策定
- 平成18年 温対法の算定・報告・公表制度の施行
- 平成20年 算定・報告・公表制度の改正
(事業所単位から事業者単位へ)
- 平成24年 あいち地球温暖化防止戦略2020の策定
- 平成24年 県民生活環境保全条例の改定
地球温暖化対策計画書制度の見直し

本県の温室効果ガスの排出状況



【1】地球温暖化対策計画書制度の 改正ポイント

これまでの地球温暖化対策計画書制度

【対象】

県内(名古屋市内を除く)で、原油換算エネルギー使用量が年度で1,500kl以上の工場等(=事業所)

【規定】

- ①地球温暖化対策計画書・実施状況書の作成・提出
- ②事業者による計画書等公表の努力義務
- ③計画書等の未提出者への勧告
- ④必要な報告の徴取

計画書制度の現状・課題

- 計画書提出事業所の温室効果ガス排出量は3年間で平均3%削減
- 計画書制度による温室効果ガス排出量の捕捉率は、産業・業務部門で約7割であるが、業務部門のみでは約7%
- 事業者による計画書等の公表は約3割、公表方法も様々

今回の改正における見直しポイント

【対象事業者】

- 県内(名古屋市内を除く)で、原油換算エネルギー使用量の年度の合計が1,500kl以上の事業者
- 県内(名古屋市内を除く)で、エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスの排出量の年度の合計(※)が種類ごとに3,000t-CO₂以上であり、かつ、従業員数21人以上の事業者

※ HFC、PFC、SF₆は年間の合計

- フランチャイズチェーン事業者、国・地方公共団体も対象

【届出情報の公表】

- 事業者による公表努力規定に加えて、県による温室効果ガス排出量等の公表規定を追加

【届出方法】

- 計画書・実施状況書の様式化
- 電子届出への対応

【今後のスケジュール】

平成25年4月 改正条例施行

7月 計画書の提出期限

今回の改正における見直しポイント

対象	旧制度	新制度
対象事業者	県内(名古屋市内を除く)で、原油換算エネルギー使用量が年度で1,500kl以上の事業所	県内(名古屋市内を除く)で、原油換算エネルギー使用量の年度の合計が1,500kl以上の事業者
		県内(名古屋市内を除く)で、エネルギー起源CO ₂ 以外の温室効果ガスの排出量の年度の合計(※)が種類ごとに3,000t-CO ₂ 以上であり、かつ、従業員数21人以上の事業者 ※ HFC、PFC、SF ₆ は年間の合計
		フランチャイズチェーン事業者、国・地方公共団体も対象
エネルギー使用量	自動車、鉄道車両、船舶、航空機の燃料使用量を含む	事業所内のみを走行する車両等は対象
温室効果ガス排出量	電気には調整後排出係数を使用して、排出量を算定	電気の実排出係数を使用し実排出量を算定するとともに、電気の調整後排出係数の使用し、廃棄物の原燃料使用・クレジット等の利用分を控除した補調整後排出量を算定
	エネルギー起源CO ₂ 以外の温室効果ガスについて、全ての事業所が排出量を算定	エネルギー起源CO ₂ 以外の温室効果ガスの種類ごとに3,000t-CO ₂ 以上である事業者が、3,000t-CO ₂ 以上の温室効果ガス排出量のみを算定
公表規定	事業者による公表努力規定	県による温室効果ガス排出量等の公表規定を追加
届出方法	計画書・実施状況書は参考様式	計画書・実施状況書の様式化
		電子届出への対応
提出期限	毎年度6月末	毎年度7月末

【2】対象事業者とエネルギー使用量 等の捉え方

温室効果ガスの種類と対象事業者

温室効果ガスの種類	対象となる事業者
<p>○エネルギー起源CO₂ (燃料の燃焼、他者から供給された電気 又は熱の使用に伴い排出されるCO₂)</p>	<p>・県内(名古屋市内を除く)の全ての事業所における原油換算エネルギー使用量の年度の合計が1,500kl以上となる事業者</p>
<p><u>上記以外の温室効果ガス(5.5ガス)</u> ○非エネルギー起源CO₂ ○メタン(CH₄) ○一酸化二窒素(N₂O) ○ハイドロフルオロカーボン(HFC)類 ○パーフルオロカーボン(PFC)類 ○六ふっ化硫黄(SF₆)</p>	<p>・次の①及び②の両方の要件をみたす者 ①算定の対象となる事業活動が行われており、県内(名古屋市内を除く)の全ての事業所における排出量合計が、温室効果ガスの種類ごとに、3,000トン-CO₂以上となる事業者 ②事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上</p> <p>・非エネルギー起源CO₂は、エネルギー起源CO₂とは排出量を合算しない。</p>

※ フランチャイズチェーン事業者は、加盟店も含めたエネルギー使用量や温室効果ガス排出量で判断します。

フランチャイズチェーン事業者

定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号等を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、**当該約款(約款に規定するマニュアル等を含む。)**に、加盟者が設置している事業所における次の事項についての**定め**があるもの

1 エネルギー起源CO₂に係る対象者

- (1) エネルギーの使用の状況の報告に関する事項
- (2) 空気調和設備、冷凍機器若しくは冷蔵機器、照明器具又は調理用機器若しくは加熱用機器の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

2 前項以外の温室効果ガス(5.5ガス)に係る対象者

- (1) 温室効果ガスの排出を伴う事業活動の状況の報告に関する事項
- (2) (1)の報告に係る温室効果ガスの区分に応じ、温対法施行令別表第7から別表第12までに掲げる事業活動に係る設備の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

温対法等との関係

温対法の算定・報告・公表制度（報告のみ）

エネルギー起源CO₂

国内で原油換算エネルギー使用
量合計1,500kl以上の事業者

左記以外の温室効果ガス(5.5ガス)

国内で5.5ガスの種類ごとに排出
量合計3,000t-CO₂以上、かつ従業員
数21人以上の事業者

※ フランチャイズチェーン事業者も含む

県条例の地球温暖化対策計画書制度（計画と報告）

県内(名古屋市内を除く)で原油換
算エネルギー使用量合計1,500kl
以上の事業者

県内(名古屋市内を除く)で5.5ガ
スの種類ごとに排出量合計
3,000t-CO₂以上、かつ従業員数
21人以上の事業者

※ フランチャイズチェーン事業者も含む

名古屋市条例の地球温暖化対策計画書制度（計画と報告）

名古屋市内で原油換算エネルギー使用量 800kl以上の事業所

エネルギー使用量について

(1) エネルギーの使用とは

燃料の使用

- ①原油及び揮発油(ガソリン)、重油、その他石油製品
- ②可燃性天然ガス
- ③石炭及びコークス、その他石炭製品
- ④燃焼その他の用途に供するもの



他人から供給された熱の使用

上記に示す燃料を熱源とする熱(蒸気、温水、冷水など)



他人から供給された電気の使用

上記に示す燃料を起源とする電気



- ※ 廃棄物からの回収エネルギー、風力・太陽光などの自然エネルギーは対象外。
- ※ 自家発電による電気については、発電に利用した燃料の使用量で把握。
- ※ 車両等によるエネルギー使用量は、事業所内のみを走行するものは対象。

(2) エネルギー使用量の算出方法

$\Sigma(\text{エネルギー種類ごとの使用量} \times \text{熱量換算係数}) \div \text{原油の熱量換算係数}$

(3) エネルギー使用量の算定の対象期間

計画書・実施状況書を提出する年度の前年度(前年4月～当年3月)

エネルギー使用量について

エネルギーの種類	使用量			換算係数		
	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	
原油	kl			38.2	GJ/kl	
原油のうちコンデンサート (NGL)	kl			35.3	GJ/kl	
揮発油 (ガソリン)	kl			34.6	GJ/kl	
ナフサ	kl			33.6	GJ/kl	
灯油	kl			36.7	GJ/kl	
軽油	kl			37.7	GJ/kl	
A重油	kl			39.1	GJ/kl	
B・C重油	kl			41.9	GJ/kl	
石油アスファルト	t			40.9	GJ/t	
石油コークス	t			29.9	GJ/t	
石油ガス	液化石油ガス (LPG) **	t		50.8	GJ/t	
	石油系炭化水素ガス	千 m ³		44.9	GJ/千 m ³	
可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t		54.6	GJ/t	
	その他可燃性天然ガス	千 m ³		43.5	GJ/千 m ³	
石炭	原料炭	t		29.0	GJ/t	
	一般炭	t		25.7	GJ/t	
	無煙炭	t		26.9	GJ/t	
石炭コークス	t			29.4	GJ/t	
コールタール	t			37.3	GJ/t	
コークス炉ガス	千 m ³			21.1	GJ/千 m ³	
高炉ガス	千 m ³			3.41	GJ/千 m ³	
転炉ガス	千 m ³			8.41	GJ/千 m ³	
その他の燃料	都市ガス △△**	千 m ³			GJ/千 m ³	
		*			GJ/*	
		**			GJ/**	
産業用蒸気	GJ			1.02	(換算係数)	
産業用以外の蒸気	GJ			1.36		
温水	GJ			1.36		
冷水	GJ			1.36		
小計①	GJ					
電気	一般電気事業者	昼間買電	千 kWh		9.97	GJ/千 kWh
		夜間買電	千 kWh		9.28	GJ/千 kWh
	その他	上記以外の買電	千 kWh		9.76	GJ/千 kWh
		自家発電	千 kWh	()		GJ/千 kWh
小計②	千 kWh					
合計 GJ (③=①+②)					原油換算値	
原油換算 kl				0.0258	kl/GJ	

1年度間のエネルギー使用量 1500klの目安

事業所の立地条件(所在地等)や施設の構成(例えば、ホテルの場合ではシティホテルとビジネスホテル、病院では総合病院と療養病院)等によってエネルギーの使用量は異なりますが、一般的な目安として例示すると下記のとおりです。

- 小売店舗(延べ床面積)
約3万m² 程度
- オフィス・事務所(電力使用量)
約600万kWh/年 程度
- ホテル(客室数)
300~400室 程度
- 病院(病床数)
500~600床 程度
- コンビニエンスストア(店舗数)
30~40店舗 程度
- ファーストフード店(店舗数)
25店舗 程度
- ファミリーレストラン(店舗数)
15店舗 程度
- フィットネスクラブ(店舗数)
8店舗 程度

5.5ガスの排出量について

(1) 5.5ガスの種類と算定対象期間

温室効果ガスの種類	算定の対象期間
非エネルギー起源CO ₂	計画書・実施状況書を提出する 年度の前年度 (前年4月～当年3月)
メタン(CH ₄)	
一酸化二窒素(N ₂ O)	
ハイドロフルオロカーボン(HFC)類	計画書・実施状況書を提出する 年の前年 (前年1月～12月)
パーフルオロカーボン(PFC)類	
六ふっ化硫黄(SF ₆)	

(2) 5.5ガスの排出量の算出方法

- ①温室効果ガスごとに、**排出している事業活動の抽出**
- ②活動ごとの排出量の算定：**温室効果ガス排出量 (t-ガス) = 活動量 × 排出係数**
- ③排出量の合計値の算定：温室効果ガスごとに、②の活動ごとに算定した排出量を合算
- ④排出量のCO₂換算値(温室効果ガスごと)：
温室効果ガス排出量 (t-CO₂) = 温室効果ガス排出量 (t-ガス) × 地球温暖化係数 (GWP)

※ 事業者規模としての算定時は、必ず温対法政省令で定める算定方法を用いて行う。

(計画書・実施状況書に記載する排出量については、温対法政省令で定める算定方法・係数と異なる算定方法・係数(実測に基づく算定など、適切と認められるもの)を用いることができる。)

5.5 ガス排出量算定の対象となる事業活動(1/2)

非エネルギー起源二酸化炭素(CO2)
原油又は天然ガスの試掘
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施
原油又は天然ガスの生産
セメントの製造
生石灰の製造
ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造
ソーダ灰の製造
ソーダ灰の使用
アンモニアの製造
シリコンカーバイドの製造
カルシウムカーバイドの製造
エチレンの製造
カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用
電気炉を使用した粗鋼の製造
ドライアイスの使用
噴霧器の使用
廃棄物等の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用

メタン(CH4)
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用
電気炉における電気の使用
石炭の採掘
原油又は天然ガスの試掘
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施
原油又は天然ガスの生産
原油の精製
都市ガスの製造
カーボンブラック等化学製品の製造
家畜の飼養(消化管内発酵)
家畜の排せつ物の管理
稲作
農業廃棄物の焼却
廃棄物の埋立処分
工場廃水の処理
下水、し尿等の処理
廃棄物等の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用

※ 算定対象となる業種が限定されるものではない。

5.5 ガス排出量算定の対象となる事業活動(2/2)

一酸化二窒素(N ₂ O)
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施
原油又は天然ガスの生産
アジピン酸等化学製品の製造
麻酔剤の使用
家畜の排せつ物の管理
耕地における肥料の使用
耕地における農作物の残さの肥料としての使用
農業廃棄物の焼却
工場廃水の処理
下水、し尿等の処理
廃棄物等の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用

ハイドロフルオロカーボン(HFC)
クロロジフルオロメタン(HCFC-22)の製造
ハイドロフルオロカーボン(HFC)の製造
家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の製造におけるHFCの封入
業務用冷凍空気調和機器の使用開始におけるHFCの封入
業務用冷凍空気調和機器の整備におけるHFCの回収及び封入
家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の廃棄におけるHFCの回収
プラスチック製造における発泡剤としてのHFCの使用
噴霧器及び消火剤の製造におけるHFCの封入
噴霧器の使用
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるHFCの使用
溶剤等の用途へのHFCの使用

パーフルオロカーボン(PFC)
アルミニウムの製造
パーフルオロカーボン(PFC)の製造
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるPFCの使用
溶剤等の用途へのPFCの使用

六ふつ化硫黄(SF ₆)
マグネシウム合金の鋳造
六ふつ化硫黄(SF ₆)の製造
変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF ₆ の封入
変圧器等電気機械器具の使用
変圧器等電気機械器具の点検におけるSF ₆ の回収
変圧器等電気機械器具の廃棄におけるSF ₆ の回収
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるSF ₆ の使用

※ 算定対象となる業種が限定されるものではない。

温室効果ガスの二酸化炭素換算に用いる地球温暖化係数（GWP）

温室効果ガス			地球温暖化係数
1	二酸化炭素	CO ₂	1
2	メタン	CH ₄	21
3	一酸化二窒素	N ₂ O	310
4	ハイドロフルオロカーボン	HFC	—
	トリフルオロメタン	HFC-23	11,700
	ジフルオロメタン	HFC-32	650
	フルオロメタン	HFC-41	150
	1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン	HFC-125	2,800
	1・1・2・2-テトラフルオロエタン	HFC-134	1,000
	1・1・1・2-テトラフルオロエタン	HFC-134a	1,300
	1・1・2-トリフルオロエタン	HFC-143	300
	1・1・1-トリフルオロエタン	HFC-143a	3,800
	1・1-ジフルオロエタン	HFC-152a	140
	1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン	HFC-227ea	2,900
	1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236fa	6,300
	1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245ca	560
	1・1・1・2・3・4・4・5・5・5-デカフルオロペンタン	HFC-43-10mee	1,300
5	パーフルオロカーボン	PFC	—
	パーフルオロメタン	PFC-14	6,500
	パーフルオロエタン	PFC-116	9,200
	パーフルオロプロパン	PFC-218	7,000
	パーフルオロブタン	PFC-31-10	7,000
	パーフルオロシクロブタン	PFC-c318	8,700
	パーフルオロペンタン	PFC-41-12	7,500
	パーフルオロヘキサン	PFC-51-14	7,400
6	六ふっ化硫黄	SF ₆	23,900

排出量が3,000tCO₂以上となる**主な活動量の目安**①

非エネルギー起源CO ₂		
原油の生産	原油生産量	1,100 万kl
セメントの製造	クリンカー生産量	6,000 t
石灰石の使用	石灰石使用量	6,800 t
廃タイヤ、廃合成繊維以外の廃プラスチック類(産業廃棄物に限る)の焼却	焼却量	1,200 t
廃油由来燃料油の利用	廃油由来燃料油使用量	1,100 kl

メタン(CH ₄)		
燃料の燃焼の用に供する施設における燃料の使用(ガス機関)	都市ガス使用量	5,900 万Nm ³
原油の生産	原油生産量	9.5 万kl
コークスの製造	コークス製造量	110 万t
家畜の飼養(家畜の消化管内発酵)	乳用牛	1,300 頭
家畜の飼養(家畜の排せつ物の管理)	馬	6万8,000 頭
稲作	間欠灌漑水田	890 ha
植物性の物の焼却(稲)	農業廃棄物の焼却量	6万8,000 t
廃棄物の埋立	埋立られた食物残さ量	1,000 t
合併処理浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理	排水処理人口	13 万人

一酸化二窒素 (N ₂ O)		
燃料の燃焼の用に供する施設における燃料の使用(ガス機関)	都市ガス使用量	3億5,000 万Nm ³
原油(コンデンセートを除く)の生産に伴う随伴ガスの焼却	原油生産量	1,500 万kl
耕地における肥料の使用(野菜)	使用された肥料に含まれる窒素量	1,000 tN
植物性の物の焼却(稲)	農業廃棄物の焼却量	17 万t
工場廃水の処理	廃水処理施設流入水中の窒素量	2,300 tN
一般廃棄物の焼却(連続燃焼式焼却施設)	一般廃棄物焼却量	17 万t

排出量が3,000tCO₂以上となる**主な活動量の目安②**

ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)		
クロロジフルオロメタン(HCFC-22)の製造	HCFC-22の製造量(*)	13 t
家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の製造に伴うHFCの封入(カーエアコンの製造)	カーエアコンの製造台数	92 万台
業務用冷凍空気調和機器の整備におけるHFCの回収及び封入(R410A)	回収時機器中残存量	73 t
	回収・適正処理量	72 t
	再封入時使用量	74 t
プラスチック製造における発泡剤としてのHFCの使用	ウレタンフォーム製造時のHFC-134a使用量	23 t
噴霧器の使用(HFC-152a)	エアゾールの使用量	(340g/本×6.3万本) 21 t

* 回収・適正処理量=0の場合を想定している。

パーフルオロカーボン類 (PFC)		
アルミニウムの製造	アルミニウム製造量	1,300 t
パーフルオロカーボン(PFC)の製造	PFC-51-14製造量	10 t
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるPFCの使用	PFC-116使用量(*)	420 kg
溶剤等の使用	PFC-51-14使用量(*)	400 kg

* 回収・適正処理量=0の場合を想定している。

六ふっ化硫黄 (SF ₆)		
マグネシウム合金の鋳造	SF ₆ の使用量	130 kg
変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF ₆ の封入	機器製造・使用開始時の使用量	4,600 kg

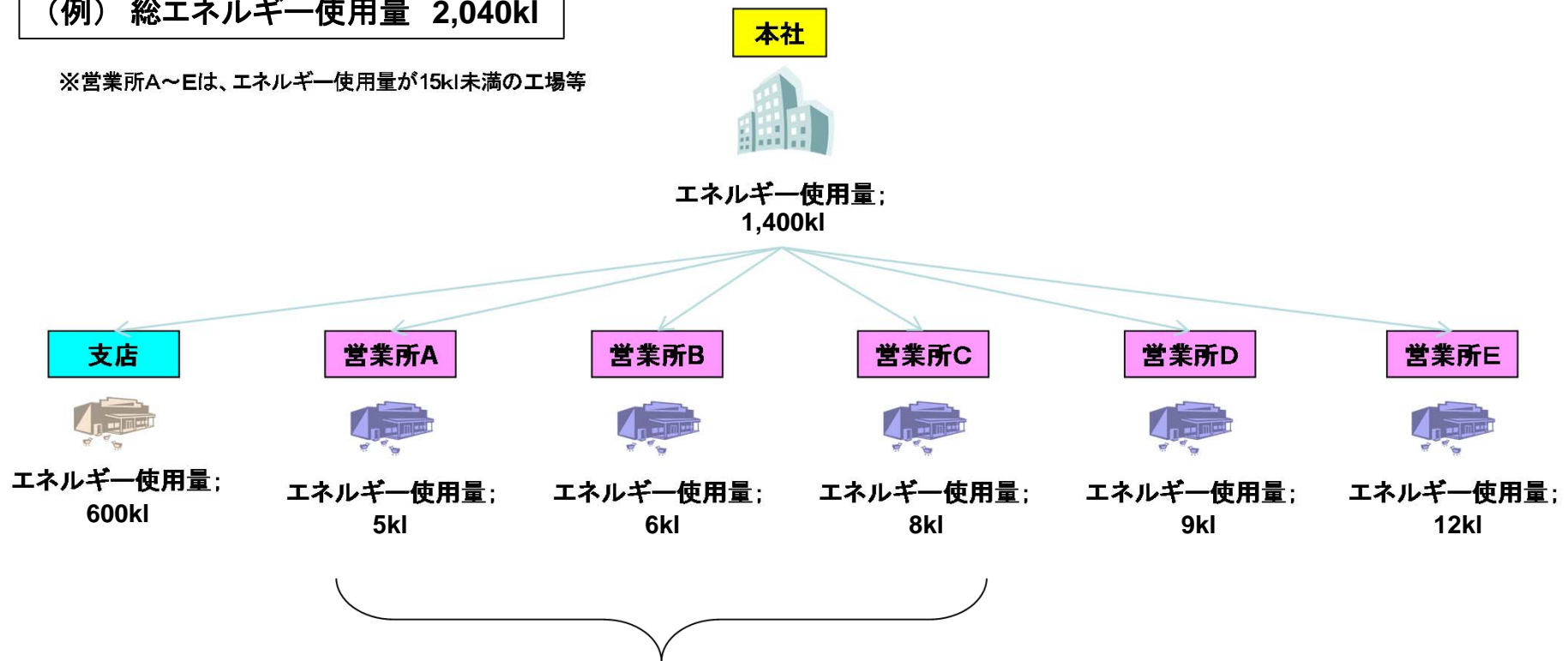
- 上記の活動は、温対法政省令で定めるもののうち、主なものである。
- 対象事業者に該当するかどうかの判定は活動ごとではなく、**温室効果ガスごとに合計値で行う。**

エネルギー使用量に係る小規模事業所の扱い

エネルギー使用量15kL/年未満の事業所であり、総エネルギー使用量の1%未満の範囲の事業所については、改正省エネ法に基づき最初に報告する際に用いた値と同じ値を、その年度のエネルギー使用量として用いることができる。

(例) 総エネルギー使用量 2,040kl

※営業所A～Eは、エネルギー使用量が15kl未満の工場等



小計: 19kl

※ $19\text{kl} \div 2,040\text{kl} = 0.93\% < 1\%$

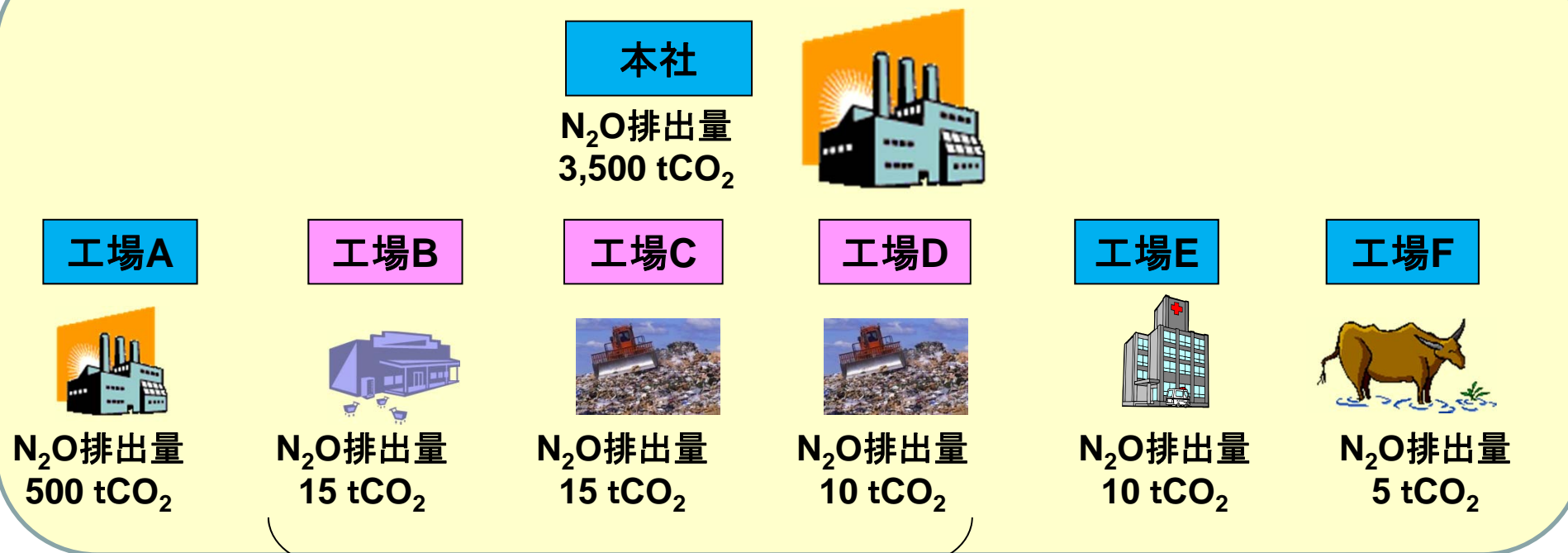
営業所A、B、Cについては、改正省エネ法に基づき最初に報告する際に用いた値と同じ値を、その年度のエネルギー使用量として用いることができる。

※本社、支店、営業所D、Eについては、毎年度、計測等が必要。

温室効果ガス排出量に係る小規模事業所の扱い

温室効果ガス算定排出量30t未満の事業所であり、当該温室効果ガス算定排出量の1%未満の範囲の事業所については、温対法に基づき報告する際に算定した前年度の値を、その年度の温室効果ガスの排出量として算定できる。

(例) 企業全体の一酸化二窒素の排出量 4,055 t-CO₂



小計: 40 t-CO₂

※ $40 \text{ tCO}_2 \div 4,055 \text{ tCO}_2 = 0.99\% < 1\%$

- ・工場B～Dは、前年度の排出量データを使用可。
- ・本社、工場A・E・Fは、毎年度算定が必要。
- ・業種の別は問わない。

テナントビルにおけるエネルギー使用量の算定

【オーナー】

○ビル全体のエネルギー使用量からテナントにエネルギー管理権原がある設備のエネルギー使用量を除いた量について算定する。

・オーナーは下図の「@-①-②」を算定

※テナントに対し、テナント専用部分のエネルギー使用量について可能な範囲で情報提供することが必要になります。

【テナント】

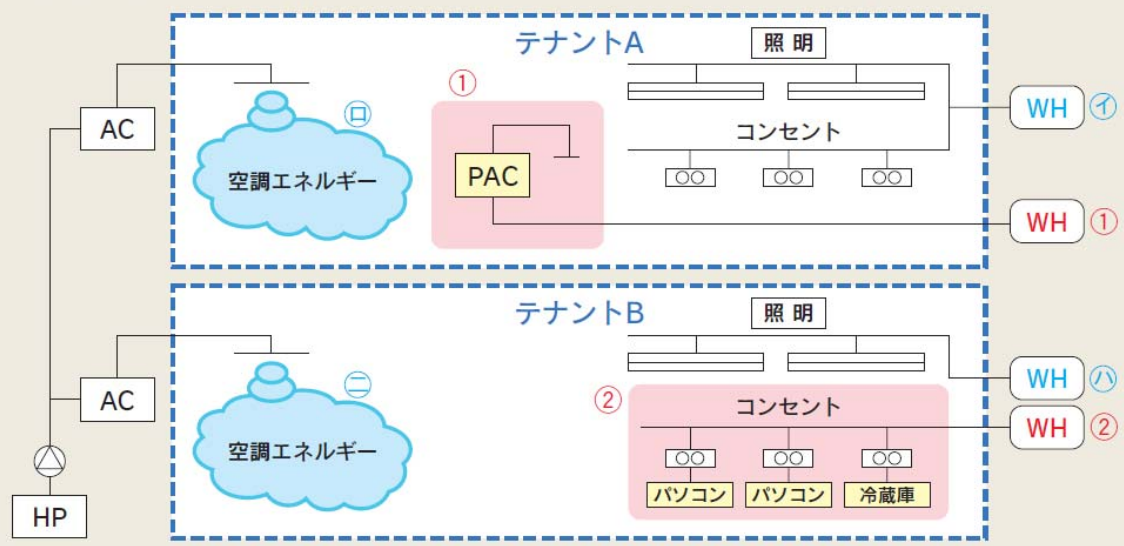
○エネルギー管理権原の有無に関わらず、テナント専用部の全てのエネルギー使用量について算定する。

・テナントAは下図の「①+①+㊦」を算定（①㊦はオーナーからテナントに情報提供）

・テナントBは下図の「㊨+②+㊧」を算定（㊨㊧はオーナーからテナントに情報提供）

※実測値を算定することが困難な場合、推計値で報告してもよいこととします。（次スライド参照）

○○ビル(ビル全体のエネルギー @=電力+ガス等)



- 補足1
PAC、パソコン、冷蔵庫はテナントが持ち込んだ設備
- 補足2
照明はオーナー所有の設備
- 補足3
@はビル全体のエネルギー使用量（オーナーのみ把握）
- 補足4
㊦㊨に関しては空調設備で消費する一次エネルギーを報告する

テナントの設備
 オーナーの設備
 テナントにエネルギー管理権原がある設備

WH:電力計 HP:ヒートポンプ AC:空調機 PAC:パッケージエアコン(持込型空調機)

テナントのエネルギー使用量の推計手法

テナントの空調エネルギーを算出する手法

推計手法については、あくまで事業者がその状況に応じ、最も適切かつ合理的な手法を選択することが求められます。以下に推薦手法を示します。

- ▶テナントの空調エネルギーを算出する場合には、以下3つの手法が考えられます。
- ▶可能な限り、BEMS等を用いて計量を行い、正確な値を用いることが望ましいのですが、計量器がついていない場合については、手法2又は3を用いることとなります。

手法1

計量する手法
(計量手法)

手法2

ビル全体のエネルギー使用量からテナント情報を考慮して案分する手法(案分手法)

手法3

テナントやビルの情報を考慮して推計する手法
(テナント推計手法)

手法2の詳細

手法2-1:テナントの活動情報を考慮して案分
手法2-2:テナントの面積を用いて案分

- ▶可能な限り正確な値を求めるためには、手法2-1を用いることが望ましいと考えられます。
- ▶手法2-1については、下記の推計ツールをご活用頂くことも可能です。

＜推計ツールのダウンロードサイト＞

<http://www.eccj.or.jp/bldg-actool/index.html>

手法3の詳細

- ・手法3-1:テナントの活動情報を考慮して推計
- ・手法3-2:類似の業態のテナントの原単位を用いて推計

- ▶手法2-1で用いたツールをご活用頂くことも可能です。
- ▶手法3-2については、同様の業態の事業を行うテナントの原単位を把握している場合に、その値を用いて推計するといった手法です。例えば、同一事業者内において同様の事業を行っている場合は、そのテナントの原単位を用いることも一案となります。

【3】計画書・実施状況書の作成・提出

- (1) 計画書・実施状況書の作成の概要
- (2) 温室効果ガスの算定方法
- (3) 様式の記入方法
- (4) 提出方法

(1) 計画書・実施状況書の作成の概要

計画書等の作成・提出の単位

(1) 作成・提出の単位

○ **事業者単位**で、県内(名古屋市内を除く)の全ての事業所からの温室効果ガス排出量の合計について、**計画書(原則3年の計画期間で3年度毎)と実施状況書(毎年度)を作成・提出。**

※フランチャイズチェーン事業者は、加盟店を含め一つの事業者とみなして作成・提出。

※一定規模以上の事業所(原油換算エネルギー使用量1,500kl以上又は5.5ガス排出量3,000t-CO₂以上の事業所)については、事業所ごとの実排出量も併せて記載。

(2) 地方公共団体の場合

地方公共団体に設置している一部の事業所の**資産管理等を各種法令に基づき首長以外の者が行っている場合には**、当該地方公共団体とは**独立した別事業者**として捉える。

ア 首長部局等とは**独立した者が届出者**となる事業

- 地方公営企業(水道事業、交通事業、電気・ガス事業等、管理者が設置されている場合のみ)
- 警察組織(県公安委員会)
- 学校等(教育委員会)
- 一部事務組合、広域連合等

イ **首長が届出者**となる事業

- 消防組織、指定管理者、選挙管理委員会等

ウ その他事業形態による取扱

- 事務の委託 → 事務の委託を受けた地方公共団体又はその執行機関
- PFI(Private Finance Initiative) → 事業ごとに、財産・施設等の設置・更新権限がある者

(3) 国の機関の場合

省ごとに、県内(名古屋市内を除く)の全ての事業所からの温室効果ガス排出量の合計について、**計画書(原則3年の計画期間で3年度毎)と実施状況書(毎年度)を作成・提出。**

計画書等の記載内容

【1】計画書の記載内容

計画書提出書 事業者名等、県内の主たる事業所、該当要件、主たる業種等、規模、連絡先

別紙1 地球温暖化対策の推進方針、推進体制

別紙2 温室効果ガス排出量(基準年度：実排出量、補整後排出量)

別紙3 大規模事業所の温室効果ガス排出量(基準年度：実排出量)

別紙4 計画期間、排出抑制目標(総排出量又は原単位当たり排出量)

別紙5 排出抑制措置

別紙6 クレジットの利用、クレジットの算定方法等、その他の措置

【2】実施状況書の記載内容

実施状況書提出書 事業者名等、県内の主たる事業所、該当要件、主たる業種等、規模、連絡先

別紙1 地球温暖化対策の推進方針、推進体制

別紙2 温室効果ガス排出量(実績年度：実排出量、補整後排出量)

別紙3 大規模事業所の温室効果ガス排出量(実績年度：実排出量)

別紙4 計画期間・実績年度、排出抑制目標(総排出量又は原単位当たり排出量)の達成状況

別紙5 排出抑制措置の実施状況

別紙6 クレジットの利用実績、クレジットの算定方法等、その他の措置の実施状況

(2) 温室効果ガスの算定方法

エネルギー起源CO₂実排出量の算定

(1) 燃料の使用

$$\begin{aligned} \text{CO}_2\text{排出量 (t-CO}_2\text{)} &= (\text{燃料の種類ごとに}) \text{燃料の使用量 (t, kl, 1,000Nm}^3\text{)} \\ &\quad \times \text{単位発熱量 (GJ/t, GJ/kl, GJ/1,000Nm}^3\text{)} \\ &\quad \times \text{単位発熱量当たり排出量 (t-C/GJ)} \\ &\quad \times 44/12 \end{aligned}$$

- 「販売した副生エネルギーの量」に上の算定式を適用して得られた量を、排出量の合計から控除することができる。
- 車両等によるエネルギー使用量は、事業所内のみを走行するものは対象。

(2) 他人から供給された電気の使用

$$\begin{aligned} \text{CO}_2\text{排出量 (t-CO}_2\text{)} &= \text{電気の使用量 (kWh)} \times \text{単位使用量当たり排出量 (t-CO}_2\text{/kWh)} \\ &\quad (\text{※実績年度の電気の使用量に、実績年度の前年度の実排出係数を乗じます。}) \end{aligned}$$

- 自家発電に伴う排出は、燃料の使用として把握する。

(3) 他人から供給された熱の使用

$$\begin{aligned} \text{CO}_2\text{排出量 (t-CO}_2\text{)} &= (\text{熱の種類ごとに}) \text{熱の使用量 (GJ)} \\ &\quad \times \text{単位使用量当たり排出量 (t-CO}_2\text{/GJ)} \\ &\quad \left(\begin{array}{ll} \text{産業用蒸気} & : 0.060 \text{ t-CO}_2\text{/GJ} \\ \text{蒸気(産業用のものは除く)、温水、冷水} & : 0.057 \text{ t-CO}_2\text{/GJ} \end{array} \right) \end{aligned}$$

※ 他人に供給した電気又は熱に係るCO₂排出量は対象外であり、控除する。

(電気事業の発電所又は熱供給事業の熱供給施設を設置している者は、配分前も記載)

5. 5ガス実排出量の算定

(1) 5. 5ガスの区分

- ・非エネルギー起源CO₂ (次のものを除く)
- ・廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO₂
(上記2件の非エネルギー起源CO₂は規模算定時(3,000t-CO₂以上か否か)は合計するが、記載は別々に行う。)
- ・メタン(CH₄)
- ・一酸化二窒素(N₂O)
- ・ハイドロフルオロカーボン(HFC)類
- ・パーフルオロカーボン(PFC)類
- ・六ふっ化硫黄(SF₆)

(2) 算定方法

- ①温室効果ガスごとに、**排出している事業活動の抽出**
- ②活動ごとの排出量の算定: 温室効果ガス排出量(t-ガス) = 活動量 × 排出係数
- ③排出量の合計値の算定: 温室効果ガスごとに、②の活動ごとに算定した排出量を合算
- ④排出量のCO₂換算値(温室効果ガスごと):
温室効果ガス排出量(t-CO₂) = 温室効果ガス排出量(t-ガス) × **地球温暖化係数(GWP)**

※ 計画書・実施状況書に記載する排出量については、温対法政省令で定める算定方法・係数と異なる算定方法・係数(実測に基づく算定など、適切と認められるもの)も用いることができる。

(注: 事業者規模としての算定時は、必ず温対法政省令で定める算定方法を用いて行う。)

非エネルギー起源CO₂実排出量の算定 (廃棄物の焼却及び製品の製造の用途への使用、廃棄物燃料の使用)

① 「廃棄物の焼却」は、溶融炉、還元炉、油化施設、乾留炉等での熱処理も含む。

非エネルギー起源CO₂の算定対象となる廃棄物の種類は以下のとおり（下記以外のものは算定対象外）

1	廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く）
2	合成繊維
3	廃ゴムタイヤ
4	2、3以外の廃プラスチック類（産業廃棄物に限る）
5	2、3、4以外の廃プラスチック類（一般廃棄物中のプラスチック）
6	ごみ固形燃料（RPF）
7	ごみ固形燃料（RDF）

② 「製品の製造の用途への使用」とは以下のとおり（下記以外の用途は算定対象外）

- ・廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用すること
- ・廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用すること
- ・廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するために使用すること

③ 「廃棄物燃料」とは以下の種類をいう。

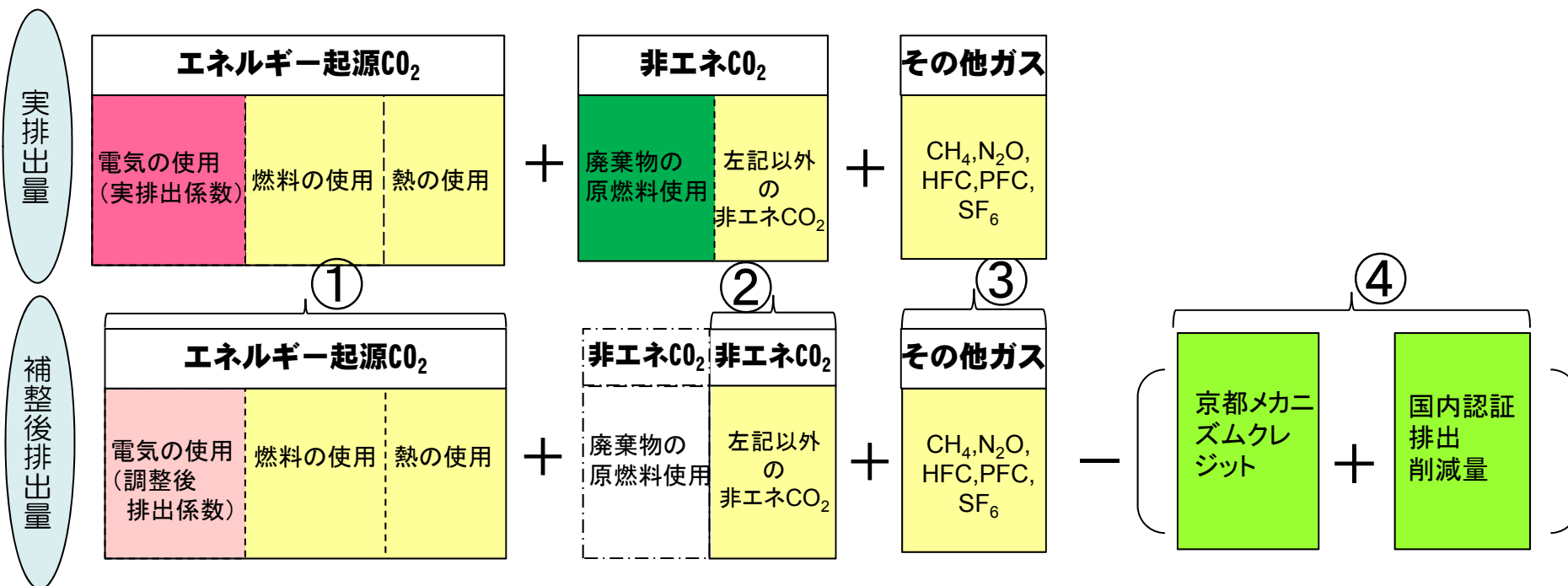
廃油（植物性及び動物性のものを除く。）から製造される燃料油	RPF
廃プラ類から製造される燃料油（※自ら製造するものを除く。）	RDF（RPF及び動物性・植物性の物のみを原料とするものを除く。）

※自ら製造する行為が廃棄物の「焼却」に該当し、①で算定するため、使用時の算定は不要

「廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO₂」については、「①のうち化石燃料の代替燃料として使用している場合」+ ② + ③ の排出量は他の非エネルギー起源CO₂排出量とは区分して算定を行う。

（注） 廃棄物処理の際の熱回収（廃熱を利用した廃棄物発電等）は、これには該当しない。

補整後温室効果ガス排出量について



○ 補整後温室効果ガス排出量は、【 ①+②+③-④ 】で補整します。
 (補整の結果、補整後排出量が0を下回った場合には、0とします。)

①=エネルギー起源CO₂(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。)

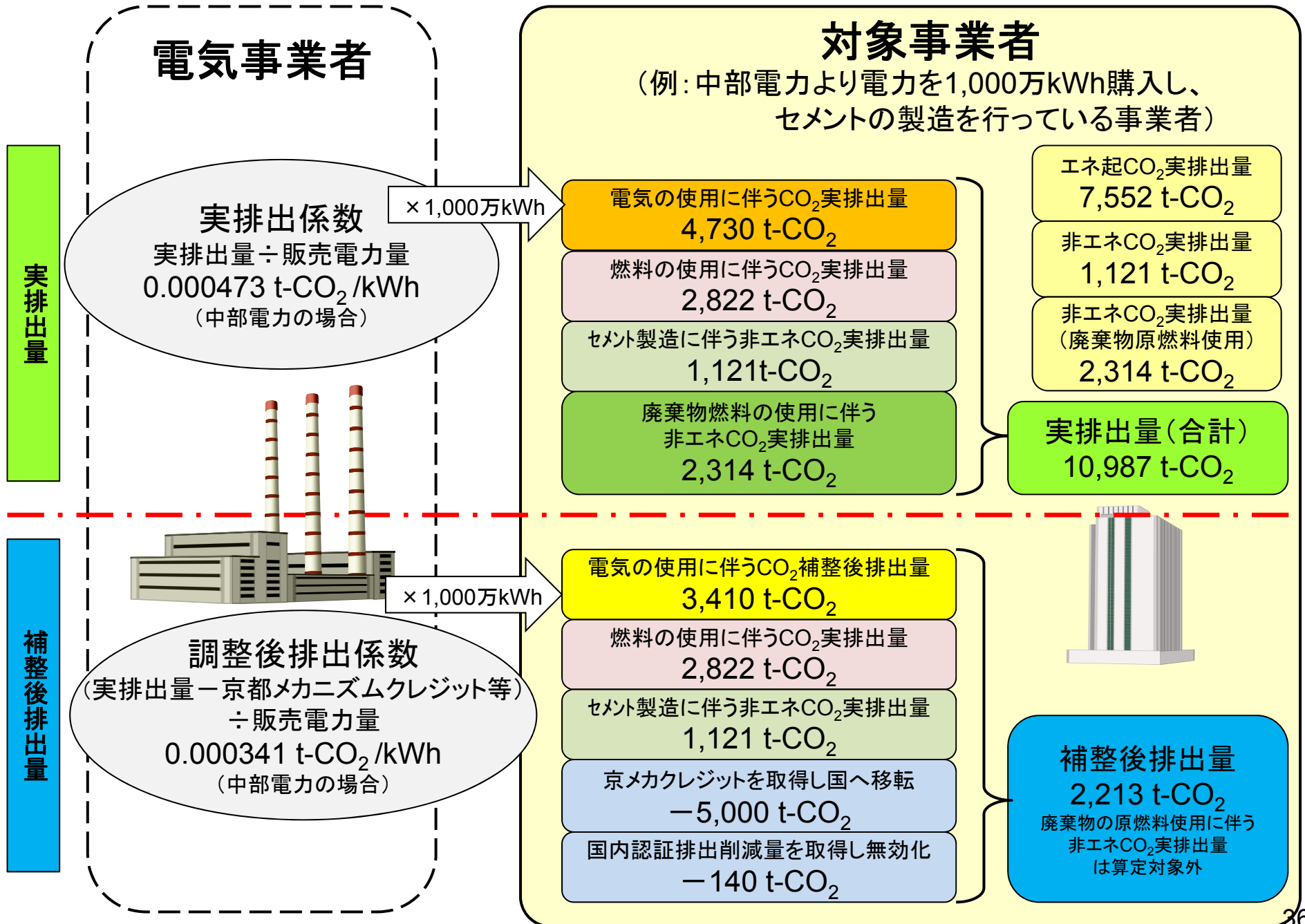
- ・他人から供給された電気の使用量 × **調整後排出係数**
- ・燃料及び熱の使用に伴う実排出量

②=非エネルギー起源CO₂(**廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。**)

③=メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC及び六ふっ化硫黄の実排出量

④=**償却前移転された京都メカニズムクレジット、無効化された国内認証排出削減量**

補整後温室効果ガス排出量の補整イメージ



電気事業者別のCO₂排出係数 -2011年度実績- (H24.11.6 環境省公表)

一般電気事業者名	実排出係数 (t-CO ₂ /kWh)	調整後排出係数 (t-CO ₂ /kWh)	特定規模電気事業者名	実排出係数 (t-CO ₂ /kWh)	調整後排出係数 (t-CO ₂ /kWh)	特定規模電気事業者名	実排出係数 (t-CO ₂ /kWh)	調整後排出係数 (t-CO ₂ /kWh)
北海道電力(株)	0.000485	0.000485	イーレックス(株)	0.000612	0.000438	昭和シェル石油(株)	0.000371	0.000370
東北電力(株)	0.000547	0.000546	出光グリーンパワー(株)	0.000275	0.000275	新日鉄住金エンジニアリング(株)	0.000601	0.000600
東京電力(株)	0.000464	0.000463	伊藤忠エネクス(株)	0.000604	0.000383	泉北天然ガス発電(株)	0.000378	0.000377
中部電力(株)	0.000518	0.000469	エネサーブ(株)	0.000503	0.000494	ダイヤモンドパワー(株)	0.000393	0.000392
北陸電力(株)	0.000641	0.000546	荏原環境プラント(株)	0.000437	0.000436	テス・エンジニアリング(株)	0.000391	0.000391
関西電力(株)	0.000450	0.000414	王子製紙(株)	0.000432	0.000432	東京エコサービス(株)	0.000065	0.000065
中国電力(株)	0.000657	0.000502	オリックス(株)	0.000459	0.000458	日本テクノ(株)	0.000476	0.000475
四国電力(株)	0.000552	0.000485	(株)エネット	0.000409	0.000408	日本ロジテック協同組合	0.000463	0.000247
九州電力(株)	0.000525	0.000503	(株)F-Power	0.000448	0.000448	パナソニック(株)	0.000601	0.000601
沖縄電力(株)	0.000932	0.000692	(株)G-Power	0.000379	0.000000	プレミアムグリーンパワー(株)	0.000016	0.000016
			(株)日本セレモニー	0.000817	0.000816	丸紅(株)	0.000343	0.000315
			(株)ミスターマックス	0.000823	0.000820	ミツウロコグリーンエネルギー(株)	0.000405	0.000404
			サミットエナジー(株)	0.000480	0.000295			
			JX日鉱日石エネルギー(株)	0.000379	0.000379			
			JENホールディングス(株)	0.000442	0.000442			
			志賀高原リゾート開発(株)	0.000768	0.000767			
代替値	0.000550 (t-CO ₂ /kWh)							

※ 実排出係数は実排出量の算定に、調整後排出係数は補正後排出量の算定に用いる。

※ 毎年度公表され、前年度の排出量算定には前々年度の排出係数を使用する。

(<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>)

クレジット等について

(1) クレジット等の種類

① 京都メカニズムクレジット (前年度に償却前移転等されたもの)

(注) 平成24年4月1日から6月30日までの間に償却前移転等された京都メカニズムクレジット等は、平成23年度又は平成24年度の補整後排出量の算定に用いることができる。

② 国内認証排出削減量 (前年度に無効化されたもの)

国内クレジット、オフセットクレジット(J-VER)、グリーンエネルギーCO₂削減相当量

(注) 国内クレジットとオフセットクレジット(J-VER)は、平成25年度から統合され、新クレジットとなる予定です。

(2) クレジット等の利用

○ 県内(名古屋市内を除く)で利用されたと考えられるクレジット等に関する温室効果ガス換算量を、補整後排出量に反映して算定することができる。

- ・全ての事業所が県内(名古屋市内を除く)にあり、利用するクレジット等の全てを県内(名古屋市内を除く)で利用するものと見なせる時
- ・県内(名古屋市内を除く)の事業所で生産(又は提供)されている製品(又はサービス)に対し、それらに係る温室効果ガス排出量をクレジット等によりオフセットした時
- ・事業者全体として利用するクレジット等について、事業者全体の温室効果ガス排出量における県内(名古屋市内を除く)の事業所からの温室効果ガス排出量の割合で案分した量を、県内(名古屋市内を除く)で利用するクレジット等と考える時 等

(3) 様式の記入方法

計画書提出書（様式第48）の記入方法

地球温暖化対策計画書提出書

年 月 日

愛知県知事 殿

郵便番号
提出者 住 所
氏 名
(名称及び代表者氏名)

事業者の住所(本社所在地等)、
事業者名、
代表者役職名、
代表者氏名等を記入

県民の生活環境の保全等に関する条例第73条第1項の規定により、地球温暖化対策計画書を提出します。

県内(名古屋市内を除く)の事業所のうち、排出量の最も大きい事業所や取りまとめを行う事業所等について記入
→当該事業所を管轄する県事務所等に書類を提出

県内の主たる工場等の名称			
県内の主たる工場等の所在地			
該当する事業者の要件	<input type="checkbox"/> 規則第80条第1項第1号該当事業者		
	<input type="checkbox"/> 規則第80条第1項第2号該当事業者		
	<input type="checkbox"/> 規則第80条第2項該当事業者		
主たる事業の大分類	大分類		
	中分類		
主たる事業の内容	事業者の主たる事業について、日本標準産業分類の大分類・中分類に従い、アルファベット・番号を記入		
事業者の規模	資本金		円
	常時使用する従業員数		人
地球温暖化対策計画書	別紙のとおり。		
連絡先	担当部署	担当部署名	
		所在地	
	担当者名		
	電話番号		
	ファクシミリ番号		
	メールアドレス		

該当する要件を全てを選択
80条-1-1 エネルギー使用量1,500kl以上
80条-1-2 5.5ガス排出量3,000t-CO₂以上
80条-2 フランチャイズチェーン事業者

事業者全体の従業員数を記入

計画書制度の関係書類はこの連絡先に送付

計画書 別紙1 の記入方法

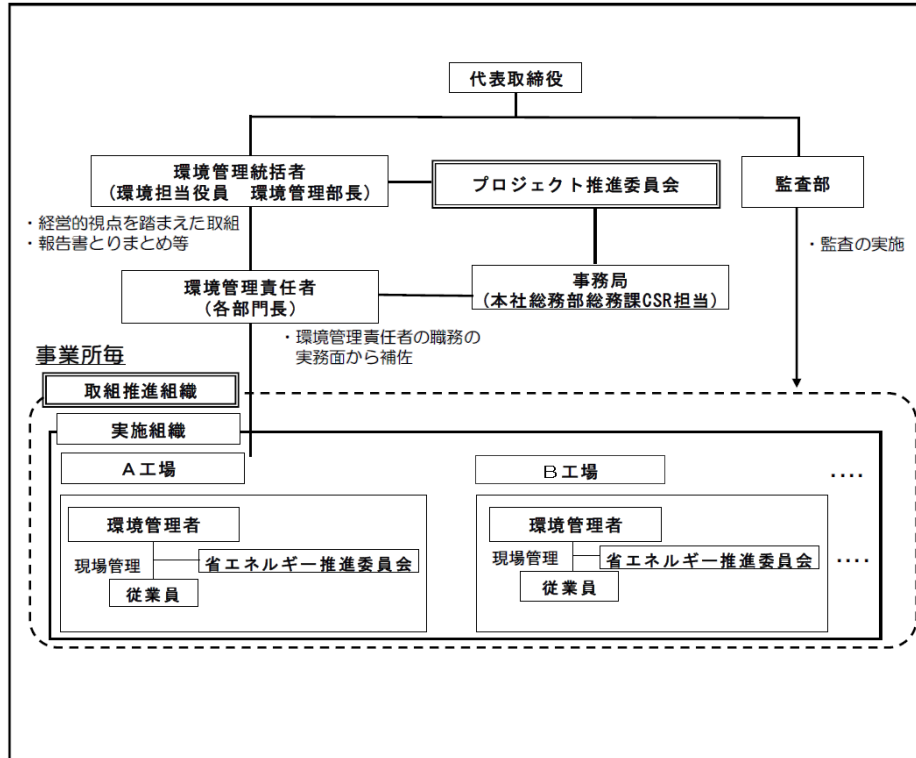
1 地球温暖化の対策の推進に関する方針

(例)

当社は、地球温暖化対策の重要性と企業に求められる社会的責任を踏まえて、当社から排出される温室効果ガスの削減を図るため、経営層を含めた責任者と担当者を明確化しつつ全員参加体制による社内の管理体制を構築し、計画的な取組を実施することにより、持続的発展が可能な企業を目指していきます。

- ・ 機器・設備の効率の改善に必要な事項の計測・記録、保守・点検を定期的に行い、良好で効率的な状態を維持します。
- ・ 設備改修においては投資回収年数が5年以内のものは実施します。
- ・ 効率において最新機器に対し10%の差がついたときは改修又は更新を検討します。
- ・ この取組方針、温室効果ガス排出抑制目標の遵守状況について定期的に確認・評価を行い、取組の更なる計画、実施につなげます。
- ・ 取組方針、評価手法について、定期的に精査を行い、必要に応じ見直しを行います。
- ・ 従業員への研修や、社外への積極的な情報発信を行います。

2 地球温暖化の対策の推進体制



温室効果ガス排出量計算書の記入方法（エネ起CO₂の例）

県内(名古屋市内を除く)の事業所における前年度の温室効果ガス排出量合計の算出根拠を記入
 ・エネルギー起源CO₂
 ・非エネルギー起源CO₂
 ・その他温室効果ガス
 の3種類の計算書及び「別紙6のクレジット等の利用」の記載内容から、別紙2の温室効果ガス排出量が自動入力される。

このほか、次の計算書あり
 ・非エネルギー起源CO₂
 ・その他温室効果ガス

エネルギー種別ごとの使用量等を入力することにより、原油換算エネルギー使用量・CO₂排出量等が自動計算される。

種類	使用量		販売した副生エネルギーの量		単位当たり発熱量	熱量	原油換算使用量	排出係数	CO ₂ 排出量	CO ₂ 控除量
	①	②	③	④						
	数量	単位	数量	単位	GJ	kL/GJ	kL	単位	t-CO ₂	t-CO ₂
(コンデンサードを除く)		kL		kL	38.2 GJ/kL			0.0187 t-C/GJ		
原油のうちコンデンサード (NGL)		kL		kL	35.3 GJ/kL			0.0184 t-C/GJ		
揮発油 (ガソリン)		kL		kL	34.6 GJ/kL			0.0183 t-C/GJ		
ナフサ		kL		kL	33.6 GJ/kL			0.0182 t-C/GJ		
灯油		kL		kL	36.7 GJ/kL			0.0185 t-C/GJ		
軽油		kL		kL	37.7 GJ/kL			0.0187 t-C/GJ		
A重油		kL		kL	39.1 GJ/kL			0.0189 t-C/GJ		
B重油		kL		kL	41.9 GJ/kL			0.0195 t-C/GJ		
石油アスファルト		t		t	40.9 GJ/t			0.0208 t-C/GJ		
石油コータス		t		t	29.9 GJ/t			0.0254 t-C/GJ		
石油ガス		t		t	50.8 GJ/t			0.0161 t-C/GJ		
液化石油ガス (LPG)		t		t	50.8 GJ/t			0.0161 t-C/GJ		
石油系炭化水素ガス		t		t	44.9 GJ/t			0.0142 t-C/GJ		
可燃性天然ガス		t		t	54.6 GJ/t			0.0135 t-C/GJ		
液化天然ガス (LNG)		t		t	54.6 GJ/t			0.0135 t-C/GJ		
その他可燃性天然ガス		t		t	43.5 GJ/t			0.0139 t-C/GJ		
燃料炭		t		t	29.0 GJ/t		0.0239	0.0245 t-C/GJ		
石炭一般炭		t		t	25.7 GJ/t			0.0247 t-C/GJ		
無煙炭		t		t	26.9 GJ/t			0.0255 t-C/GJ		
石炭コータス		t		t	29.4 GJ/t			0.0294 t-C/GJ		
コールターール		t		t	37.3 GJ/t			0.0209 t-C/GJ		
コータス伊ガス		t		t	21.1 GJ/t			0.0110 t-C/GJ		
高炉ガス		t		t	3.41 GJ/t			0.0263 t-C/GJ		
炉ガス		t		t	8.41 GJ/t			0.0384 t-C/GJ		
都市ガス		t		t	48.000 GJ/t			0.0149 t-C/GJ		
都市ガス以外		t		t	48.000 GJ/t			0.0136 t-C/GJ		
その他燃料								t-C/GJ		
産業用蒸気		GJ		GJ	1.02 GJ/GJ			0.0600 t-C/GJ		
産業用以外の蒸気		GJ		GJ	1.36 GJ/GJ			0.0570 t-C/GJ		
産水		GJ		GJ	1.36 GJ/GJ			0.0570 t-C/GJ		
冷水		GJ		GJ	1.36 GJ/GJ			0.0570 t-C/GJ		
小計										
電気	一般電気事業者	昼間 (8時~22時)	kWh		9.97 GJ/kWh			0.0239	実排出係数 t-CO ₂ /kWh	調整後排出係数 t-CO ₂ /kWh
		夜間 (22時~翌8時)	kWh		9.28 GJ/kWh			実排出係数 t-CO ₂ /kWh	調整後排出係数 t-CO ₂ /kWh	
	上記以外の買電	kWh			9.76 GJ/kWh			実排出係数 t-CO ₂ /kWh	調整後排出係数 t-CO ₂ /kWh	
	自家発電	kWh						実排出係数 t-CO ₂ /kWh	調整後排出係数 t-CO ₂ /kWh	
	小計									
他人に供給した熱	供給した熱 (副生エネルギーでないもの)	GJ							CO ₂ 排出量 (実排出係数)	CO ₂ 控除量 (調整後排出係数)
	供給した電気 (副生エネルギーでないもの)	kWh							CO ₂ 排出量 (実排出係数)	CO ₂ 控除量 (調整後排出係数)
小計										
合計									CO ₂ 排出量 (実排出係数)	CO ₂ 控除量 (調整後排出係数)

エネルギー起源CO₂について、実排出量、補正後排出量等が算出される。

※「自家発電(販売した副生エネルギー)」及び「他人に供給した熱及び電気」の排出係数については、その熱及び電気発生・発電するために投入した燃料使用量等から算出した値を用いること。
 ※「他人に供給した熱及び電気」の欄については、副生エネルギーを除く値を記入すること。

計画書 別紙2の記入方法

3 温室効果ガスの排出の状況

県内(名古屋市内を除く)の全ての事業所における前年度(基準年度)の排出量の合計について記入。
前ページの計算書等を入力することにより自動入力される。

(1) 温室効果ガス別の排出量 (基準年度)

温室効果ガスの種類	①エネルギー起源 CO ₂	②非エネルギー起源 CO ₂ (③を除く。)	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源 CO ₂	④CH ₄	⑤N ₂ O
排出量 (t-CO ₂)					
	⑥HFC	⑦PFC	⑧SF ₆	⑨エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)	合計 (①~⑧)
排出量 (t-CO ₂)					

① 県内(名古屋市内を除く)でエネルギー使用量が1,500kl以上の場合、実排出量(電気は実排出係数を使用)を記入。他人へ供給した電気・熱に係る排出量は控除する。「販売した副生エネルギーの量」に係る排出量は控除できる。

②~⑧ 県内(名古屋市内を除く)で排出量が3,000t-CO₂以上であるガスのみ記入。なお、②及び③は合わせて3,000t-CO₂以上の場合に記入。

⑨ 電気事業者・熱供給事業者は配分前の数字も記入

排出量は小数点以下切捨の整数値で記入

(2) 補整後の温室効果ガス排出量 (基準年度)

補整後温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	
-----------------------------------	--

全ての事業者は補整後温室効果ガス排出量(電気は調整後排出係数を使用、廃棄物の原燃料使用・クレジット等利用分を控除)を記入

計画書 別紙3の記入方法

(3) 大規模工場等の温室効果ガス排出量 (基準年度)

県内(名古屋市内を除く)の大規模事業所における前年度(基準年度)の排出量について記入

(原油換算エネルギー使用量1,500k l 以上又はエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量3,000 t-CO₂以上の工場等)

工場等の名称			
工場等の所在地			
事業の業種	大分類		
	中分類		

温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂	②非エネルギー起源CO ₂ (③を除く。)	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO ₂	④CH ₄	⑤N ₂ O
排出量(t-CO ₂)					
	⑥HFC	⑦PFC	⑧SF ₆	⑨エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)	合計(①~⑧)

① 大規模事業所でエネルギー使用量が1,500kl以上の場合に、実排出量(電気は実排出係数を使用)を記入。他人へ供給した電気・熱に係る排出量は控除する。*「販売した副生エネルギーの量」に係る排出量は控除できる。

②~⑧ 大規模事業所で排出量が3,000t-CO₂以上であるガスのみ記入。なお、②及び③は合わせて3,000t-CO₂以上の場合に記入。

⑨ 電気事業者・熱供給事業者は配分前の数字も記入

排出量は小数点以下切捨の整数値で記入

工場等の名称			
工場等の所在地			
事業の業種	大分類		
	中分類		

温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂	②非エネルギー起源CO ₂ (③を除く。)	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO ₂	④CH ₄	⑤N ₂ O
排出量					

計画書 別紙4の記入方法

4 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標

(1) 基準年度及び計画期間

基準年度	計画期間	
	計画開始年度	目標年度
年度	年度	年度

基準年度: 計画書を作成する前年度
 計画開始年度: 計画書を作成する年度
 目標年度: 計画開始年度+2年度

総排出量または原単位当たり排出量のいずれかで目標を立てる。

(2) 排出の抑制に係る目標

※ 総排出量の抑制目標の場合

温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ 、%)	基準年度の総排出量	目標年度の目標総排出量	削減率
-------------------------------------	-----------	-------------	-----

目標総排出量・削減率を設定し記入

補正後温室効果ガス排出量
(別紙2の3(2)の値)を記入

総排出量は小数点以下切捨、
 削減率は小数第1位(小数第2位を四捨五入)で記入

※ 原単位当たり排出量の抑制目標の場合

原単位の指標と単位		基準年度の 原単位当たり排出量	目標年度の 原単位当たり目標排出量	削減率
指標	単位	<input type="checkbox"/> kg-CO ₂	<input type="checkbox"/> kg-CO ₂	
		<input type="checkbox"/> t-CO ₂	<input type="checkbox"/> t-CO ₂	

原単位当たり目標排出量・削減率を設定し記入

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ指標を設定し記入。
 単位は補助単位として千又は百万を使用してもよい。

補正後温室効果ガス排出量を原単位の指標で割って、基準年度の原単位当たり排出量を算出し記入

原単位の指標と単位		基準年度の 原単位当たり排出量	目標年度の 原単位当たり目標排出量	削減率
指標	単位	<input type="checkbox"/> kg-CO ₂	<input type="checkbox"/> kg-CO ₂	
		<input type="checkbox"/> t-CO ₂	<input type="checkbox"/> t-CO ₂	

事業所や部門によって、原単位の指標が異なる場合は、複数設定することができる。ただし、全ての原単位当たり排出量により、事業者全体の排出量を網羅すること。

原単位当たり排出量は有効数字4桁(5桁目を四捨五入)、
 削減率は小数第1位(小数第2位を四捨五入)で記入

(3) 目標設定の考え方

目標設定の排出量や削減率の値を設定した考え方を記入

計画書 別紙5の記入方法

省エネ法の中長期計画書の「Ⅱ 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果」の中から、県内分（名古屋市内分を除く。）で計画期間内に予定する対策を記載することができる。

5 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置 (1) 温室効果ガスの排出抑制に係る措置

対策の分類		対策の内容	該当する工場等	実施予定年度	対策期待効果
大分類	小分類				

大分類			小分類
ボイラー	工業炉(電気式を除く)	電気加熱設備	効率や負荷を考慮した管理・対策
冷却設備	空気調和設備	給湯設備	新設時・更新時等における措置
発電専用設備・コージェネレーション設備	受変電設備・配電設備	電動力応用設備・昇降機	廃熱の回収利用
照明設備	事務用機器	業務用機器	
その他			

下の分類から選択して記入。省エネ法の中長期計画書から対策を抽出する場合も、記入が必要。

主に、設備投資を伴う等、対策期待効果を定量的に算定できる措置の計画を記入

複数の事業所が該当する場合は、それぞれの事業所の名称を記入し、全ての事業所が対象となる場合は、「全ての事業所」と記入

エネルギー起源CO₂は、原油換算エネルギー使用量(kl)の**年間削減量**を記入
5.5ガスは、温室効果ガスの**年間削減量**を記入

計画書 別紙6の記入方法

(2) 補整後の温室効果ガス排出量の算出に用いるクレジット等の利用

種 類	オフセット対象工場等	温室効果ガス換算量 (t-CO ₂)

基準年度において、償却前移転した京都メカニズムクレジット量や無効化した国内認証排出削減量について記入。
また、計画期間において利用する予定であるクレジット等についても記入。
(電気事業者が調整後排出係数に反映するための量を除く。)

(3) クレジット等に関する温室効果ガス換算量の算定方法及び考え方

クレジットの移転日・償却日や、県内(名古屋市内を除く)の事業所に係る量とした理由を記入

(4) その他地球温暖化対策に係る措置

対策期待効果を定量的に算出できない地球温暖化対策に係る措置について記入。

実施状況書提出書（様式第49）の記入方法

地球温暖化対策実施状況書提出書

年 月 日

愛知県知事 殿

郵便番号
提出者 住 所
氏 名
(名称及び代表者氏名)

事業者の住所(本社所在地等)、
事業者名、
代表者役職名、
代表者氏名等を記入

県民の生活環境の保全等に関する条例第74条第1項の規定により、地球温暖化対策実施状況書を提出します。

計画書に記載した主たる事業所について記入
→当該事業所を管轄する県事務所等に書類を提出

県内の主たる工場等の名称			
県内の主たる工場等の所在地			
該当する事業者の要件	<input type="checkbox"/> 規則第80条第1項第1号該当事業者		
	<input type="checkbox"/> 規則第80条第1項第2号該当事業者		
	<input type="checkbox"/> 規則第80条第2項該当事業者		
主たる事業種	大分類		
	中分類		
主たる事業内容			
事業者の規模	資本金		円
	常時使用する従業員数		人
地球温暖化対策実施状況書	別紙のとおり。		
連絡先	担当部署	担当部署名	
		所在地	
	担当者名		
	電話番号		
	ファクシミリ番号		
		メールアドレス	

計画書で選択した要件を選択
80条-1-1 エネルギー使用量1,500kl以上
80条-1-2 5.5ガス排出量3,000t-CO₂以上
80条-2 フランチャイズチェーン事業者

事業者の主たる事業について、日本標準産業分類の大分類・中分類に従い、アルファベット・番号を記入

事業者全体の従業員数を記入

計画書制度の関係書類はこの連絡先に送付

実施状況書 別紙1の記入方法

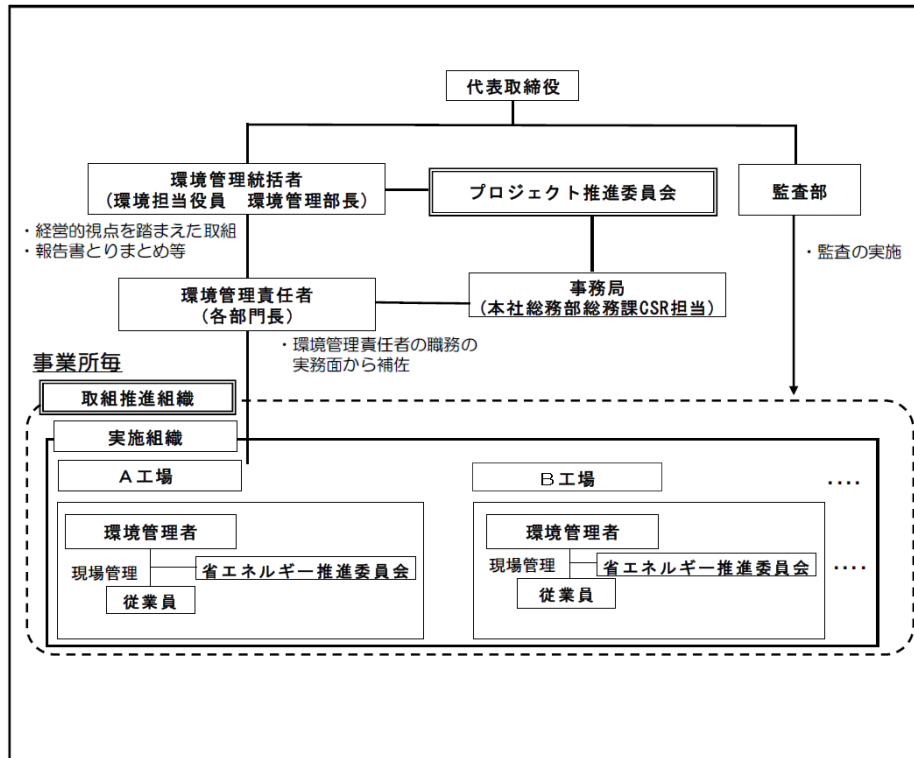
1 地球温暖化の対策の推進に関する方針

(例)

当社は、地球温暖化対策の重要性と企業に求められる社会的責任を踏まえて、当社から排出される温室効果ガスの削減を図るため、経営層を含めた責任者と担当者を明確化しつつ全員参加体制による社内の管理体制を構築し、計画的な取組を実施することにより、持続的発展が可能な企業を目指していきます。

- ・ 機器・設備の効率の改善に必要な事項の計測・記録、保守・点検を定期的に行い、良好で効率的な状態を維持します。
- ・ 設備改修においては投資回収年数が5年以内のものは実施します。
- ・ 効率において最新機器に対し10%の差がついたときは改修又は更新を検討します。
- ・ この取組方針、温室効果ガス排出抑制目標の遵守状況について定期的に確認・評価を行い、取組の更なる計画、実施につなげます。
- ・ 取組方針、評価手法について、定期的に精査を行い、必要に応じ見直しを行います。
- ・ 従業員への研修や、社外への積極的な情報発信を行います。

2 地球温暖化の対策の推進体制



温室効果ガス排出量計算書の記入方法（エネ起CO₂の例）

県内(名古屋市内を除く)の事業所における前年度の温室効果ガス排出量合計の算出根拠を記入
 ・エネルギー起源CO₂
 ・非エネルギー起源CO₂
 ・その他温室効果ガス
 の3種類の計算書及び「別紙6のクレジット等の利用」の記載内容から、別紙2の温室効果ガス排出量が自動入力される。

このほか、次の計算書あり
 ・非エネルギー起源CO₂
 ・その他温室効果ガス

エネルギー種別ごとの使用量等を入力することにより、原油換算エネルギー使用量・CO₂排出量等が自動計算される。

種類	使用量		販売した副生エネルギーの量		単位あたり発熱量	熱量	原油換算使用量	排出係数	CO ₂ 排出量	CO ₂ 控除量
	①	②	③	④						
	数量	単位	数量	単位	GJ	kL/GJ	kL	単位	t-CO ₂	t-CO ₂
(コンデンサードを除く)		kL		kL	38.2 GJ/kL			0.0187 t-C/GJ		
原油のうちコンデンサード (NGL)		kL		kL	35.3 GJ/kL			0.0184 t-C/GJ		
揮発油 (ガソリン)		kL		kL	34.6 GJ/kL			0.0183 t-C/GJ		
ナフサ		kL		kL	33.6 GJ/kL			0.0182 t-C/GJ		
灯油		kL		kL	36.7 GJ/kL			0.0185 t-C/GJ		
軽油		kL		kL	37.7 GJ/kL			0.0187 t-C/GJ		
A重油		kL		kL	39.1 GJ/kL			0.0189 t-C/GJ		
B重油		kL		kL	41.9 GJ/kL			0.0195 t-C/GJ		
石油アスファルト		t		t	40.9 GJ/t			0.0208 t-C/GJ		
石油コータス		t		t	29.9 GJ/t			0.0254 t-C/GJ		
石油ガス		t		t	50.8 GJ/t			0.0161 t-C/GJ		
液化石油ガス (LPG)		t		t	50.8 GJ/t			0.0161 t-C/GJ		
石油系炭化水素ガス	千m ³		千m ³		44.9 GJ/m ³			0.0142 t-C/GJ		
可燃性天然ガス		t		t	54.6 GJ/t			0.0135 t-C/GJ		
液化天然ガス (LNG)		t		t	54.6 GJ/t			0.0135 t-C/GJ		
その他可燃性天然ガス	千m ³		千m ³		43.5 GJ/m ³			0.0139 t-C/GJ		
燃料炭		t		t	29.0 GJ/t	0.0239		0.0245 t-C/GJ		
石炭一般炭		t		t	25.7 GJ/t			0.0247 t-C/GJ		
無煙炭		t		t	26.9 GJ/t			0.0255 t-C/GJ		
石炭コータス		t		t	29.4 GJ/t			0.0294 t-C/GJ		
コールターール		t		t	37.3 GJ/t			0.0209 t-C/GJ		
コータス伊ガス	千m ³		千m ³		21.1 GJ/m ³			0.0110 t-C/GJ		
高圧ガス	千m ³		千m ³		3.41 GJ/m ³			0.0263 t-C/GJ		
低圧ガス	千m ³		千m ³		8.41 GJ/m ³			0.0384 t-C/GJ		
都市ガス	千m ³		千m ³		48.000 GJ/m ³			0.0149 t-C/GJ		
都市ガス以外	千m ³		千m ³		48.000 GJ/m ³			0.0136 t-C/GJ		
その他燃料								t-C/GJ		
産業用蒸気	GJ		GJ		1.02 GJ/GJ			0.0600 t-C/GJ		
産業用以外の蒸気	GJ		GJ		1.36 GJ/GJ			0.0570 t-C/GJ		
暖水	GJ		GJ		1.36 GJ/GJ			0.0570 t-C/GJ		
冷水	GJ		GJ		1.36 GJ/GJ			0.0570 t-C/GJ		
小計										
電気	一般電気事業者	昼間 (8時~22時)	千kWh		9.97 GJ/kWh	0.0239		実排出係数 t-CO ₂ /kWh	CO ₂ 排出量 (実排出係数)	CO ₂ 控除量 (調整後排出係数)
		夜間 (22時~翌8時)	千kWh		9.28 GJ/kWh			実排出係数 t-CO ₂ /kWh	CO ₂ 排出量 (実排出係数)	CO ₂ 控除量 (調整後排出係数)
	上記以外の買電	千kWh		9.76 GJ/kWh			実排出係数 t-CO ₂ /kWh	CO ₂ 排出量 (実排出係数)	CO ₂ 控除量 (調整後排出係数)	
	自家発電電	千kWh		千kWh				実排出係数 t-CO ₂ /kWh	CO ₂ 排出量 (実排出係数)	CO ₂ 控除量 (調整後排出係数)
	小計									
他人に供給した熱	供給した熱 (副生エネルギーでないもの)	GJ						t-CO ₂ /GJ	CO ₂ 排出量 (実排出係数)	CO ₂ 控除量 (調整後排出係数)
	供給した電気 (副生エネルギーでないもの)	千kWh						t-CO ₂ /kWh	CO ₂ 排出量 (実排出係数)	CO ₂ 控除量 (調整後排出係数)
小計										
合計									CO ₂ 排出量 (実排出係数)	CO ₂ 控除量 (調整後排出係数)

エネルギー起源CO₂について、実排出量、補正後排出量等が算出される。

※「自家発電(販売した副生エネルギー)」及び「他人に供給した熱及び電気」の排出係数については、その熱及び電気発生・発電するために投入した燃料使用量等から算出した値を用いること。
 ※「他人に供給した熱及び電気」の欄については、副生エネルギーを除く値を記入すること。

実施状況書 別紙2の記入方法

3 温室効果ガスの排出の状況

県内(名古屋市内を除く)の全ての事業所における**前年度(実績年度)**の排出量の合計について記入。
前ページの計算書等を入力することにより自動入力される。

(1) 温室効果ガス別の排出量 (実績年度)

温室効果ガスの種類	①エネルギー起源 CO ₂	②非エネルギー起源 CO ₂ (③を除く。)	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源 CO ₂	④CH ₄	⑤N ₂ O
排出量 (t-CO ₂)					
	⑥HFC	⑦PFC	⑧SF ₆	⑨エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)	合計 (①~⑧)
排出量 (t-CO ₂)					

① 県内(名古屋市内を除く)でエネルギー使用量が1,500kl以上の場合に、実排出量(電気は実排出係数を使用)を記入。
他人へ供給した電気・熱に係る排出量は控除する。「販売した副生エネルギーの量」に係る排出量は控除できる。

②~⑧ 県内(名古屋市内を除く)で排出量が3,000t-CO₂以上であるガスのみ記入。
なお、②及び③は合わせて3,000t-CO₂以上の場合に記入

⑨ 電気事業者・熱供給事業者は配分前の数字も記入

排出量は小数点以下切捨の整数値で記入

(2) 補整後の温室効果ガス排出量 (実績年度)

補整後温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	
-----------------------------------	--

全ての事業者は補整後温室効果ガス排出量(電気は調整後排出係数を使用、廃棄物の原燃料使用・クレジット分を控除)を記入

実施状況書 別紙3の記入方法

(3) 大規模工場等の温室効果ガス排出量（実績年度）

県内(名古屋市内を除く)の大規模事業所における**前年度(実績年度)**の排出量について記入

(原油換算エネルギー使用量1,500k l以上又はエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量3,000t-CO₂以上の工場等)

工場等の名称			
工場等の所在地			
事業の業種	大分類		
	中分類		

温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂	②非エネルギー起源CO ₂ (③を除く。)	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO ₂	④CH ₄	⑤N ₂ O
排出量(t-CO ₂)					
	⑥HFC	⑦PFC	⑧SF ₆	⑨エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)	
				合計(①~⑧)	

① 大規模事業所でエネルギー使用量が1,500kl以上の場合、実排出量(電気は実排出係数を使用)を記入。他人へ供給した電気・熱に係る排出量は控除する。「販売した副生エネルギーの量」に係る排出量は控除できる。

②~⑧ 大規模事業所で排出量が3,000t-CO₂以上であるガスのみ記入。なお、②及び③は合わせて3,000t-CO₂以上の場合に記入。

⑨ 電気事業者・熱供給事業者は配分前の数字も記入

排出量は小数点以下切捨の整数値で記入

工場等の名称			
工場等の所在地			
事業の業種	大分類		
	中分類		

温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂	②非エネルギー起源CO ₂ (③を除く。)	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO ₂	④CH ₄	⑤N ₂ O
排出量					

実施状況書 別紙4の記入方法

4 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況

(1) 基準年度、計画期間及び実績年度

基準年度	計画期間		実績年度
	計画開始年度	目標年度	
年度	年度	年度	年度

基準年度: 計画書を作成した前年度
 計画開始年度: 計画書を作成した年度
 目標年度: 計画開始年度+2年度
 実績年度: 実施状況書を提出する前年度

計画書で目標を立てた総排出量または原単位当たり排出量のいずれかについて記入

(2) 排出の抑制に係る目標の達成状況

※ 総排出量の抑制目標の場合

温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ 、%)	基準年度の総排出量	目標年度の目標総排出量	削減率
		実績年度の総排出量	削減率(実績)

総排出量は小数点以下切捨、
 削減率は小数第1位(小数第2位を四捨五入)で記入

上段: 計画書に記載されている、補整後温室効果ガス排出量に係る基準年度総排出量・目標総排出量・削減率を記入

下段: 実績年度(前年度)における補整後温室効果ガス排出量及び基準年度に対する削減率を記入

※ 原単位当たり排出量の抑制目標の場合

原単位の指標と単位		基準年度の原単位当たり排出量	目標年度の原単位当たり目標排出量	削減率
指標	単位	<input type="checkbox"/> kg-CO ₂	<input type="checkbox"/> kg-CO ₂	
		<input type="checkbox"/> t-CO ₂	<input type="checkbox"/> t-CO ₂	
		実績年度の原単位当たり排出量	削減率(実績)	
		<input type="checkbox"/> kg-CO ₂		
		<input type="checkbox"/> t-CO ₂		

原単位当たり排出量は有効数字4桁(5桁目を四捨五入)、
 削減率は小数第1位(小数第2位を四捨五入)で記入

上段: 計画書に記載されている、原単位の指標・単位、基準年度原単位当たり排出量、目標排出量・削減率を記入

計画書で原単位当たり排出量の目標を複数設定した場合は、それぞれの実績について記入。

下段: 実績年度(前年度)における補整後温室効果ガス排出量を原単位の指標で割って、原単位当たり排出量及び基準年度に対する削減率を記入

(3) 達成状況とその主な要因

達成又は未達成の主な要因を、5(1)の温室効果ガスの排出抑制に係る措置等を踏まえて記載。

実施状況書 別紙5の記入方法

5 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況

計画書で記載した措置及び追加的に行った措置等について、実績年度(前年度)における実施状況を記入

(1) 温室効果ガスの排出抑制に係る措置の実施状況

対策の分類		対策の内容	該当する工場等
大分類	小分類		
下の分類から選択して記載。		主に、設備投資等を伴う措置の実績を記入	
			複数の事業所が該当する場合は、それぞれの事業所の名称を記入し、全ての事業所が対象となる場合は、「全ての事業所」と記入
大分類			小分類
ボイラー	工業炉(電気式を除く)	電気加熱設備	効率や負荷を考慮した管理・対策
冷却設備	空気調和設備	給湯設備	新設時・更新時等における措置
発電専用設備・コージェネレーション設備	受変電設備・配電設備	電動力応用設備・昇降機	廃熱の回収利用
照明設備	事務用機器	業務用機器	
その他			

実施状況書 別紙6の記入方法

(2) 補整後の温室効果ガス排出量の算出に用いるクレジット等の利用実績

種 類	オフセット対象工場等	温室効果ガス換算量 (t-CO ₂)
<p>実績年度(前年度)において、償却前移転した京都メカニズムクレジット量や無効化した国内認証排出削減量について記入。 (電気事業者が調整後排出係数に反映するための量を除く。)</p>		

(3) クレジット等に関する温室効果ガス換算量の算定方法及び考え方

クレジットの移転日・償却日や、県内(名古屋市内を除く)の事業所に係る量とした理由を記入

(4) その他地球温暖化対策に係る措置の実施状況

対策期待効果を定量的に算出できない地球温暖化対策に係る措置の実施状況について記入。

温室効果ガス排出量等の公表項目

- 氏名又は名称及び住所並びに県内の主たる工場等の名称及び所在地
- 主たる事業の業種
- 温室効果ガスの排出の状況
- 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標
- 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況

(4) 提出方法

提出期限と提出先

(1) 提出の期限

- 計画書 : 原則3年度ごとの7月末日までに提出(平成25年度提出)
実施状況書 : 毎年度7月末日までに提出

(平成25年度に提出する旧実施状況書は6月末までに提出)

(2) 提出先

- 主たる事業所を管轄する県事務所等の環境保全課に提出

(3) 提出方法

- 電子申請・届出システムで提出(提出先として(2)の県事務所等を選択)
- 紙で提出の場合は(2)の県事務所等に2部持参(控えが必要な場合は3部)

提出先一覧

県事務所等	所管市町村	住所	電話
尾張県民事務所 環境保全課	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、清須市、北名古屋市、豊山町、大口町、扶桑町(環境保全第一グループ) 瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町(環境保全第二グループ)	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-7254 (第一グループ) 052-961-7255 (第二グループ)
尾張県民事務所 海部県民センター 環境保全課	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	〒496-8531 津島市西柳原町1-14	0567-24-2131
尾張県民事務所 知多県民センター 環境保全課	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	〒475-8501 半田市出口町1-36	0569-21-8111(代)
西三河県民事務所 環境保全課	岡崎市、西尾市、幸田町(環境保全第一グループ) 碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市(環境保全第二グループ)	〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4	0564-27-2875 (第一グループ) 0564-27-2876 (第二グループ)
西三河県民事務所 (豊田庁舎) 豊田加茂環境保全課	豊田市、みよし市	〒471-8503 豊田市元城町4-45	0565-32-7494
東三河総局 環境保全課	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	〒440-8515 豊橋市八町通 5-4	0532-35-6112
新城設楽振興事務所 環境保全課	新城市、設楽町、東栄町、豊根村	〒441-1365 新城市字石名号20-1	0536-23-2111(代)

※ 事業者ごとの主な事業所の所在する地域を管轄する県事務所等へ提出する。

電子申請・届出システム



あいち電子申請・届出システム

平成24年11月06日火曜日

文字の大きさ 小 中 大

申請可能な手続きを検索

委任状ダウンロード
(新しいウィンドウが開きます)

初めての方
(新しいウィンドウが開きます)

電子申請お試し

こんばんは。

What's new? お知らせ

システム管理者からのお知らせ

重要!! 平成24年11月01日 [システム停止のお知らせ\(11月22日12時~18時\)](#)

重要!! 平成24年07月09日 [住民基本台帳カードを使った転出届を申請される方へ](#)

重要!! 平成24年07月09日 [外国人の住民票の写しを申請される方へ](#)

平成22年07月23日 [電子ファイルの添付方法は?](#)

平成22年07月23日 [利用者登録時に本登録用メールが届かない場](#)

ログインID:

パスワード:

ログイン

ログインIDをお持ちでない方
[ログインIDを取得](#)

[ログインガイド](#)
(新しいウィンドウが開きます)
[ログインID、パスワードを
忘れた場合](#)

携帯版あいち電子申請サービス



携帯版あいち電子申請サービス
はこちらからご利用できます。

<https://www.shinsei.e-aichi.jp/SinseiPotal/> 60

今後のスケジュール

	H24年度	H25年度	H26年度～
制度周知	対象要件の確認 取りまとめ事業所(連絡先)・主たる事業所の検討		
計画書		新計画書を 7月末までに提出	(3年ごとに計画書を提出)
実施状況書		旧実施状況書を 6月末までに提出	新実施状況書を 7月末までに提出

- ※ 平成25年度には、全ての対象事業者が改正条例に基づく計画書を作成・提出する必要がある。
- ※ 一部の事業所においては、旧条例に基づく計画書の計画期間の途中であるが、制度変更に伴い、事業者全体としての新たな計画書の作成・提出が必要。

関連ウェブサイト

- あいちの環境 > 新着情報
<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/index.html>
- 条例に基づく地球温暖化対策計画書制度
<http://www.pref.aichi.jp/0000004635.html>
- あいち電子申請・届出システム
<https://www.shinsei.e-aichi.jp/SinseiPotal/>

※ 来年3月に、手引書および届出様式(エクセルファイル)等を掲載予定